

平成19年分所得税から適用となる改正

■税源移譲に伴い所得税率が改正されました

三位一体の改革の一環として、所得税から個人住民税(国から地方)への税源移譲が行われ、個人住民税の税率が一律10%になったことに伴い、平成19年分以後の所得税の税率が改正されました。

これにより、ほとんどの方は所得税が減額となり、収入状況や扶養状況が変わらなければ、税源移譲が行われる前と後では、平成19年分所得税と平成19年度分個人住民税との合計負担税額は変わらないようになっていきます(ただし、定率減税の廃止による負担増があります。)

平成18年分まで			平成19年分から		
課税所得	税率	速算控除	課税所得	税率	速算控除
330万円以下	10%	0円	195万円以下	5%	0円
330万円超 900万円以下	20%	33万円	195万円超 330万円以下	10%	97,500円
900万円超 1,800万円以下	30%	123万円	330万円超 695万円以下	20%	427,500円
1,800万円超	37%	249万円	695万円超 900万円以下	23%	636,000円
			900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
			1,800万円超	40%	2,796,000円

○税額の求め方＝課税所得×税率－速算控除

計算例：18年分・・・課税所得300万円×10%－ 0円＝300,000円

19年分・・・課税所得300万円×10%－97,500円＝202,500円 差引97,500円の減

■定率減税が廃止されました

景気対策のための暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた『定率減税』が、経済状況の改善などを踏まえ、所得税については平成19年分(平成19年1月以降の源泉徴収及び平成20年2～3月に行われる確定申告)から廃止されました。なお、個人住民税については平成19年度分(平成19年6月以降の納付分)から廃止されています。

	平成11年(度)分～17年(度)分	平成18年(度)分	平成19年(度)分以降
所得税	税額の20%相当額を控除(25万円を限度)	税額の10%相当額を控除(12.5万円を限度)	廃止
住民税	税額の15%相当額を控除(4万円を限度)	税額の7.5%相当額を控除(2万円を限度)	廃止

■住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例が創設されました

住宅の取得などをして平成19年または平成20年に居住の用に供した場合の住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例が創設されました。この特例は、特例創設前の住宅借入金等特別控除との選択適用とされ、控除期間、住宅借入金などの年末残高の限度額、各年の控除率については、次のとおりです(選択適用となる特例創設前の制度は〔 〕書き)。

居住年	控除期間	住宅借入金等の年末残高	各年の控除率
平成19年	15年間 〔10年間〕	2,500万円以下の部分	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目から10年目まで 0.6% ・11年目から15年目まで 0.4%
平成20年			

■住宅のバリアフリー改修工事等に係る住宅借入金等特別控除が創設されました

平成19年4月1日以降に住宅借入金等を利用して住宅をバリアフリー改修工事(その工事費用(補助金等をもって充てる部分を除く)が30万円を超えるものに限り)を含む増改築などの工事を行い、居住の用に供した場合には、『特定増改築等住宅借入金等特別控除』の適用を受けることができます(控除期間5年間)。

	住宅借入金等の年末残高	控除率
増改築などの工事費	1,000万円以下の部分	1.0%
うちバリアフリー改修工事費用	200万円以下の部分	2.0%